令和4年度 厚生労働省母子保健指導者養成研修

研修6

データを活用した母子保健施策に関する研修 概要資料

プログラム概要

	研修プログラム	講師	プログラムの内容
1	<u>行政説明</u> 母子保健行政の動向	厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課	最近の母子保健行政の動向
2	講義 母子保健情報の利活用の 視点と地域連携	山梨大学大学院 山縣 然太朗 氏	母子保健情報の利活用における視点、マイナポータル利活用のあり方と地域連携について
3	講義 母子保健情報の活用と評価-地区診断とPDCA-	国立保健医療科学院 上原 里程 氏	母子保健情報の活用とPDCAサイクルに基づく取 組について
4	<u>事例紹介</u> 尼崎市学びと育ち研究所に おけるEBPMの実践	尼崎市こども青少年局 江上 昇氏	自治体による保育所等における食物アレルギー対応の支援と、自治体の支援を踏まえた管内の保育所等での食物アレルギー対応について取組事例を紹介

②母子保健情報の利活用の視点と地域連携

【研修講師】

山梨大学大学院 山縣 然太朗 氏

) 研修のポイント

【データヘルス時代の母子保健情報の利活用検討会(2018年)】

- ○2018年1月に厚生労働省「データヘルス改革推進本部」のもとに、新たに「乳幼児期・学童期の健康情報」プロジェクトチームが設置。同年4月に子ども家庭局長の下に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を設置、乳幼児健診及び妊婦健診の健診情報の電子化に関する検討を行った。
- ○このサービスでは、以下の3点を目指すこととした。1,2は今回の実施項目とし、3は今後の課題とした。
 - 1. 子ども時代に受ける健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みの構築
 - 2. 個人情報に配慮しつつ関係機関間での適切な健診情報の引継ぎ
 - 3. ビッグ・データとして活用
- ○電子的に記録・管理する情報について、乳幼児健診妊婦健診の健診情報にかかる「標準的な電子的記録様式」及び「最低限電子化すべき情報」を検討。電子的記録の利活用については、マイナンバー制度により管理し、特定の個人を識別する識別子はマイナンバーとする。
- ○2022年に「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」で懸案事項の検討を開始

【成育基本法と情報の利活用(第15条)】

○成育基本法においては、情報の利活用について、第15条で、 予防接種、乳幼児健康診査、学校健診の記録の収集と管理、活用、 子どものの死因に関する情報の収集、管理、活用などが定められている。

【母子保健におけるデータ利活用の意義】

- ○個人をつなげていく縦断データを活用する意義は以下。
 - 情報間の時間的な関係が明らかになる
 - 個人の時間的変化がわかる(軌跡)
 - 原因の究明につながる
 - 事業評価が可能になる

図表: PHRの目指すべき姿

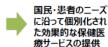
STEP 国民・患者が自らの保健 医療情報を適切に管理・ 取得できるインフラの整備

保健医療情報をデジタルデータとして、マイナポータルから取得可能とするインフラなど、最低限の活用環境の整備。

国民・患者が主体と なった保健医療情 報の活用の実現



- 安全・安心に民間PHRサービス等を活用できるルールの整備。
- $\underline{\forall 11}$ ・ $\underline{\forall 11}$ $\underline{\forall 11}$ $\underline{\forall 11}$ $\underline{\forall 11}$ $\underline{\forall 11}$ $\underline{\forall 11}$
- データ活用をベースとした新たな保健指導や受診の在り方の整理。





- 効果的な保健医療サービスの提供の基盤となる評価や研究開発の推進。
- そのための、<u>DBの構築やデータ利用(ご次利用)の在り方</u>の整理。



保健医療の発展

③母子保健情報の活用と評価一地区診断とPDCA一

【研修講師】

国立保健医療科学院 上原 里程 氏

) 研修のポイント

【母子保健情報の活用できる情報】

○母子保健情報としては、身体発育曲線や、既存の政府統計(人口動態統計、地域保健・健康増進事業報告等)、日頃、現場で収集している情報等が活用できる。

【Plan (事業等の計画、地区診断) での活用 Plan→Do→Check】

<想定事例>県内の会議で、産後うつの産婦が多い可能性がある、という問題提起がなされる

- 1. 母子保健計画の策定に向けて、乳幼児健診システムを活用し、妊娠・出産について満足している者の割合(3・4か月)、積極的に育児をしている父親の割合(3・4か月)について、県全体と自分達の市との比較を行う。
- 2. 妊娠・出産に満足している割合と積極的に育児をしている父親の割合が県全体と比べて低いという数値を確認し、課題解決のための事業計画に移る。
- 3. 産後うつの産婦を減らすという課題解決のために、土日開催の両親学級事業を計画し実施する。
- 4. EPDS 9 点以上の割合、妊娠・出産に満足した者、積極的に育児をする父親のデータを事業開始前と後で比較を行い、 事業を行ったことによる評価を実施する。

【母子保健情報の活用の課題】

- ○紙のみの情報はエクセルに入力する。すでに入力済みの場合はエクセルの機能を活用し基本的な集計を実施する。 自治体独自のデータベースに情報を登録している場合は、集計・分析ができるようにデータの抽出に工夫が必要。 様々なアンケート、問診票を個人単位でデータを突合して、集団とともに個人の変化も見ていく(身体発育曲線と 同じ)ことができるとよい。また、データ分析には、地元の専門家(大学等)の支援を仰ぐことも検討できるとよい。
- ○パーソナル・ヘルス・レコード (PHR) として、予防接種、乳幼児健診 (3・4 か月、1 歳半、3 歳)、妊婦健診の情報を電子化し、今後は、個人および集団の評価に活用することが期待される。

図表:地区診断とPDCA



④尼崎市学びと育ち研究所におけるEBPMの実践

【研修講師】

尼崎市こども青少年局 江上 昇氏

) 研修のポイント

【市民の学びや育ちを総合的に支える拠点整備】

○大学跡地に市民の学びや育ちを総合的に支える拠点として、「あまがさき・ひと咲きプラザ」を整備

【子どもデータベースの整備】

○8つの基幹システムからリアルタイムなデータを吸い上げる「子どもの育ち支援システム」 と、ある時点を抽出し蓄積する「学びと育ち研究所データ」がある

【エビデンスに基づいた教育政策の推進 学びと育ち研究所の開設】

- ○行政が保有するデータ等を活用し、エビデンスに基づいた教育政策の推進のため、 外部の研究者を招聘して開設(バーチャルな組織)
- ○毎年1回、所長及び主席研究員による研究報告会を実施。 過去の報告会の様子

https://www.youtube.com/channel/UCX3dYMWIXw59YLIJeNcc_0A/featured

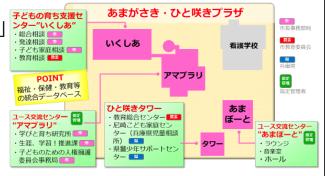
○年次報告書

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/manabu/msk

- ○小学校1年生から中学校2年生まで年1回学力と非認知能力の全数調査を実施
- ○就学前教育施設の環境評価を市立幼稚園と保育所全所で実施※1
- ○小学校4年生から中学校3年生全数にヤングケアラー調査を実施※2
 - ※1 対象は実施年によって異なる ※2 単年度調査

【データの利活用と展望】

- ○個人情報の目的外利用のための条例改正や倫理委員会の設置を行った
- ○集約された情報をもとに、支援が必要な子どもを洗い出し、プッシュ型の支援につなげることができる可能性(例:無園児)
- ○AI等の活用により虐待、いじめ、不登校などの早期発見や未然予防ができる可能性



図表:拠点の概要

図表:尼崎市の子どもデータベース

子どもの育ち支援システム

- ▶住民記録、保健福祉、教育等8つのシステムから情報を吸い上げ、子どもの支援にあたる職員がその子どもの情報を横断的に閲覧できるシステム。
- >訪問や検査、診察、その他の支援情報等 もシステム内に保存。他課の職員等も閲 覧可。

学びと育ち研究所データ

- ▶市長部局、教育委員会のデータのほか、 民間から提供されたデータなどを整理し、 データセットとして研究者に提供。
- ➤研究者からのオーダーにより、独自のアンケートなども実施し、データ収集を行う。

支援力の向上

- ➤ DBにより分散された情報を一覧でき、漏れのない 支援を行うことができる。 ➤ 支援記録を保存すること
- ▶支援記録を保存することで、継続一貫した支援を行うことができる。

EBPMの推進

▶教育政策の効果測定などの研究を実施し、エビデンスに基づいた教育政策の立案を推進する。